

自立の力を育む児童生徒支援のために ～教育と福祉の協働～

『情報を集約し背景を分析すれば、解決の糸口が見えてくる』

ダイジェスト版



平成31年3月

鳥取県伯耆町教育委員会

1. 今、学校は・・・



伯耆町の現状

○不登校（年間 30 日以上欠席）報告件数

年度	小学校	中学校
H27	2	9
H28	4	14
H29	3	10
H30	2	6

(平成 31 年 2 月 28 日現在)

○いじめ報告件数

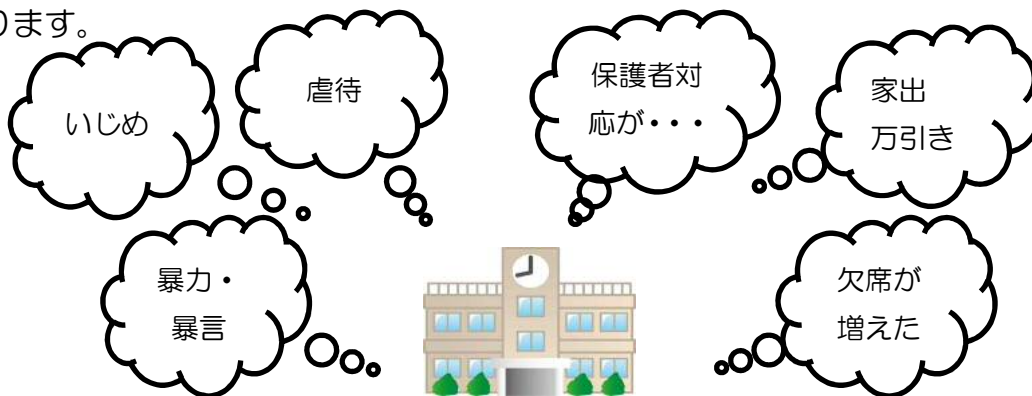
年度	小学校	中学校
H27	1	1
H28	6	5
H29	7	2
H30	4	11

(平成 31 年 2 月 28 日現在)

社会状況の急激な変化に伴い、児童生徒が抱える課題は多様化・複雑化し、児童生徒が抱える課題の背景は、取り巻く社会環境が複雑に絡み合っています。

伯耆町の児童生徒の現状を見ると、不登校で悩む子どもたちは依然として存在していますし、人間関係に悩む子どもたちも少なくありません。それに伴って教職員の直面する問題も複雑化し、対応の困難さも増しています。

そこで大切になるのが、課題を抱える児童生徒を「困った子」ではなく「困っている子」という意識でアンテナを張り、児童生徒一人一人の人格を尊重しながら、指導・援助していくことです。また、解決に向けて積極的に校内（SC、SSW含む）や校外の関係機関とも連携し、多角的な視点で課題の背景を見つめていくことで、解決の糸口を見出しやすくなります。



【課題の複雑化・多様化】 + 【教職員の困り感の増加】



「困った子」は「困っている子」
解決の糸口が見つかる

「福祉の視点」

児童生徒を理解するにあたって、「福祉の視点」を取り入れることが有効です。「福祉の視点」の特徴は以下の3点です。

①個人と環境とに目を向ける

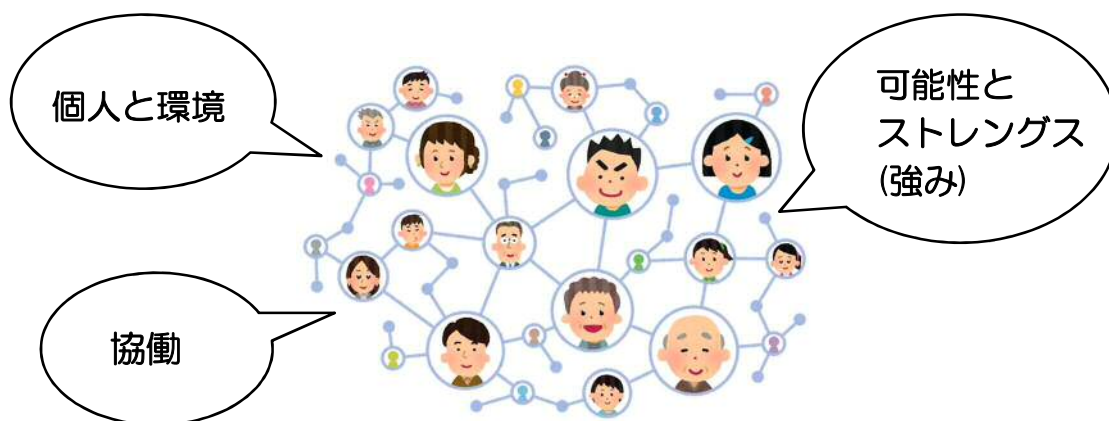
課題を個人の病理としてではなく、「環境との不適合状態」ととらえます。そして、人の課題の軽減や克服を支援しようとするとき、その人と同時にその人の置かれた環境に関心を向け、個人に働きかけようとするだけでなく、環境にも、あるいは個人と環境との関係にも働きかける視点を持ちます。

②可能性やストレングス（強み）に焦点を当てる

可能性やストレングス（強み）に焦点を当てるという特徴もあります。児童生徒や保護者などの持つ可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件づくりを大切にする視点を持ちます。

③協働する

「課題解決は、児童生徒、あるいは保護者、学校関係者との協働によって図られる」と考えます。学級担任はもとより、学校だけで悩むことがないよう、校内外のつながりを大切にし、協働し、支援していく視点を持ちます。



校内における連携

学校（教職員）が、心理（スクールカウンセラー：SC）や福祉（スクールソーシャルワーカー：SSW）等の専門スタッフと連携しやすい校内体制を整備することで、教育の現場で多角的な視点を共有することができます。それにより、教職員、SC、SSWがそれぞれの専門性を最大限に活かし、組織的に課題を解決する方法を模索できます。

伯耆町ではSCとSSWの勤務曜日を合わせ、三者が協働、連携できるようにしています。

	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
問題の とらえ方	内面的な成長や気づきが問題解決の鍵となる	問題は子どもを取りまく環境との相互作用の中に生じている
援助の焦点	個人の内面（心理）	子どもを取りまく環境全体 個人と環境の両方
援助の方法	カウンセリングを通して問題解決	家庭、学校、地域との間で調整・仲介・連携を行う（地域の資源、情報の橋渡し）
職務内容 <small>（『教育相談体制充実のための手引き』より）</small>	1) 児童生徒へのカウンセリング及び心理教育の実施と保護者への助言・援助 2) 児童生徒、学級や学校集団に対するアセスメント（見立て）と教職員へのコンサルテーション 3) 不登校、いじめ等を認知した際の援助、自然災害、突発的な事件・事故等への緊急支援。 4) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施	1) ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニング支援 ＊具体的支援に向けてのコンサルテーション・研修を含む 2) 様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ 3) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 4) 困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助



2. ケース会議をしてみよう！



ケース会議



ケース会議って？



児童生徒に届くチーム支援！

複数の教職員や関係機関が一堂に会し、児童生徒が安心して暮らせるための支援を考え、ていく場として活用されます。児童生徒本人や児童生徒にかかわる人が困っていることにチームで対応できるよう話し合います。



効果は？



つながりができる！

課題を抱えたり、その兆しがみられたりする児童生徒や保護者について、複数の教職員や関係機関等が協力し、分担して支援を行うことができます。また、ケース会議を通じて教職員それぞれの取組への相互理解が深まり、チームとして支え合う関係を築くことができます。さらに、支援のアイデアを得ることができ、柔軟な対応が可能となります。



タイミングは？



「あれ？」を大切に！

日々の学校生活の中で、教職員は児童生徒のわずかな変化に出会います。「最近、遅刻が増えてきた」「どこか表情が暗いけど・・・」など、わずかな児童生徒のサインに気づいたら、管理職や担当者（教育相談コーディネーター）に相談し、校内で共有しましょう。

教職員が「開催したほうがいいな」「どうしたらいいかな？」などと感じたときがケース会議の開催のタイミングです。



準備は？



まず打ち合わせ！

教育相談コーディネーターを中心に会の目的、参加メンバーなどについて事前打合せします。必要に応じて SC や SSW を交えて打ち合わせをすると効果的です。

つぎに、「アセスメントシート」（SSW活用ガイドブック ver.2参照）に、校内にある情報を、家族構成・生育歴・家庭の状況・学校生活・発達・学力・対人関係・疾病に分けて記入します。「児童生徒の思い・願い」を把握していたら記入しましょう。

学校は情報の宝庫！

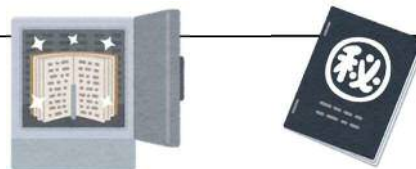
実は校内にはたくさんの情報があります。

たとえば、下記のような、ひと・ものには、子どもの支援にとって大切な、生きている情報がたくさんつまっています。

担任（現在・過去）・管理職・養護教諭・
事務職員・図書館司書・その他教職員・
児童生徒・保護者・SC・SSW など



指導要録・出欠確認票・健康調査票・
保育要録・知能検査（教研式・WISCIV
等）・hyper-QU i-check など



【たいせつです】

関係する機関の情報があったらなあ、と思うことは多くあります。個人情報の保護には条例があります。児童生徒の情報を関係機関に尋ねるときは、保護者の同意が必要です。

https://www1.g-reiki.net/houki/reiki_honbun/r087RG00000042.html 「伯耆町個人情報保護条例」

ただし、児童虐待（疑いも含む）や、要保護児童対策地域協議会に登録がある場合は支援のために必要な情報の共有が認められていますが、「法的」なルールがあります。

ケース会議開催における教育相談コーディネーターの役割

1. ケース会議の持ち方（校内ケース会議、関係機関との会議など）について、管理職を交えて検討します。
2. 管理職と相談して、日時・会場を決めます。
3. 管理職と相談して、ケース会議の参加者を決めます。
4. 事例提供者（担任等）と打合せをします。
5. 役割分担（司会・記録・時間管理等）について確認します。



ケース会議の流れ

これから、〇〇さんのケース会議をはじめます。はじめに・・・



1 情報共有

校内、関係機関などの情報を共有します。事前に記入されたアセスメントシートやジェノグラム、エコマップ等を用いて児童生徒を取りまく環境を可視化し、要点を絞って整理していきます。

2 アセスメント（見立て）

4つの側面（身体的な側面、心理・発達の側面、愛着・社会的な側面、環境的な側面）を意識し、児童生徒の全体像をとらえ、仮説を立て、問題の背景・要因を明らかにしていきます。多角的な視点からのアセスメント（見立て）により、児童生徒の理解と、児童生徒とその環境との関係性を理解することができます。

見落としや偏りなく全体像をつかむことが目的です。

①身体的な側面

②心理・
発達の側面

③愛着・
社会的な側面

④環境的な側面

3 プランニング（手立て）と支援プランの実行

アセスメント（見立て）をもとに、支援目標を定め、誰が、どのような役割を担うか、合意形成のもと明確にしていきます。一定期間を決めてプランを実行しましょう。

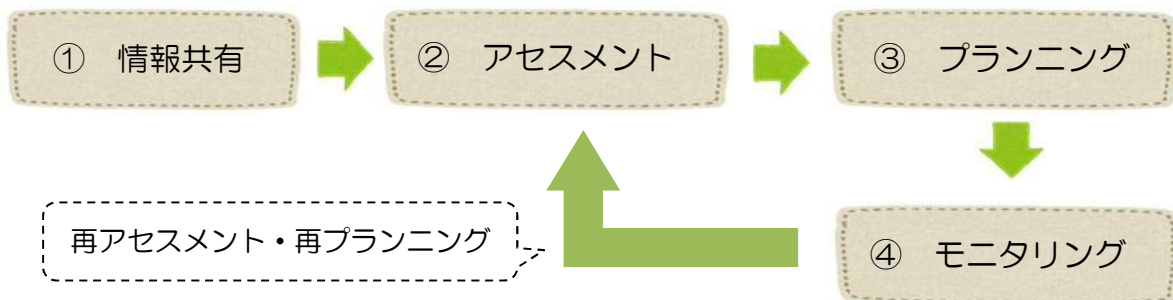
児童生徒や保護者に働きかけやすい教職員が役割を分担し、多様な場面で可能な限りの支援を実行するためには、組織で対応することが必要です。



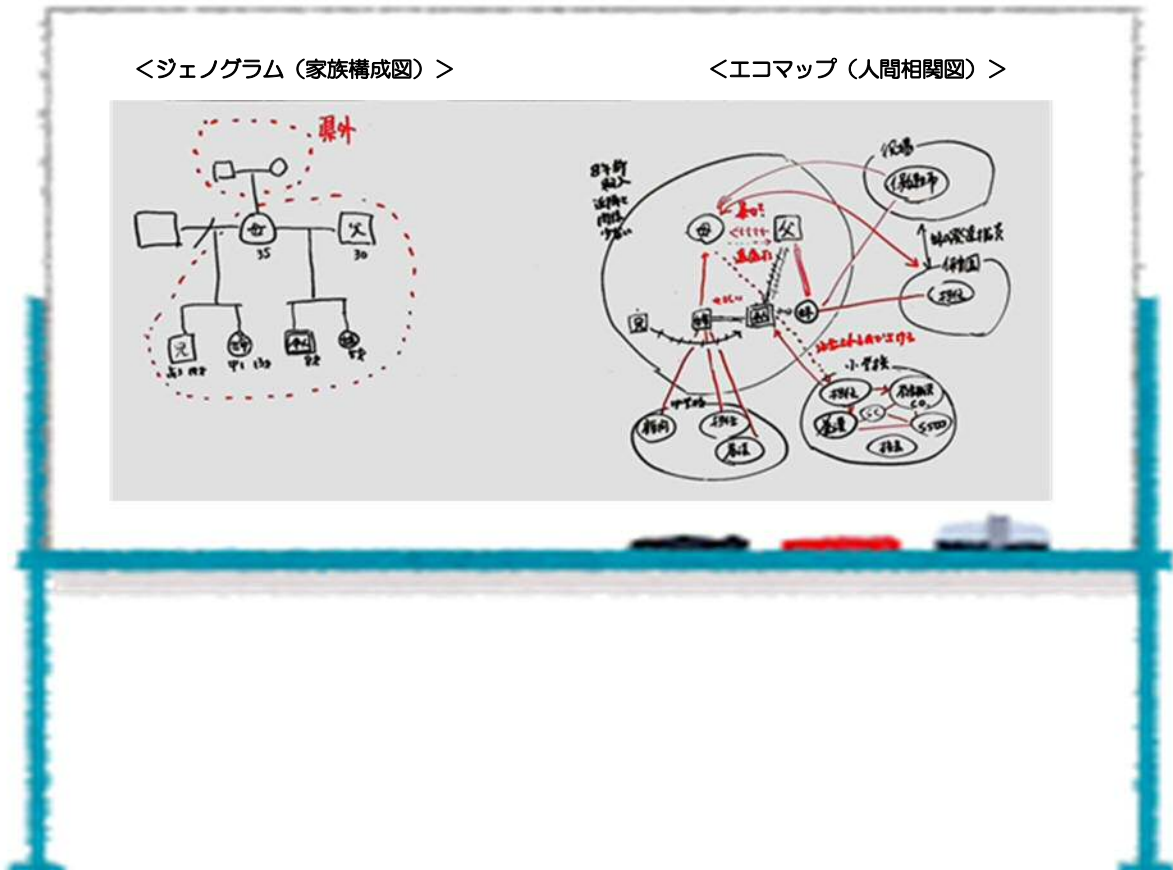
4 モニタリング（プランの振り返り・見直し）

実行したプランの結果を振り返ります。うまく行ったことは継続、うまく行かなかったことは、再度アセスメント（見立て）とプランニング（手立て）の見直しを行います。

*うまく行かなかったことには、次のプランにつながる大切な要素が含まれています。担当した人や機関の問題だった、ととらえない視点が大切です。



ホワイトボードを使用して、ジェノグラムやエコマップを描きながら会議を進める方法は効果的です。情報を「みえる化」すると、議論が活発になります。



3. 早期発見・早期対応



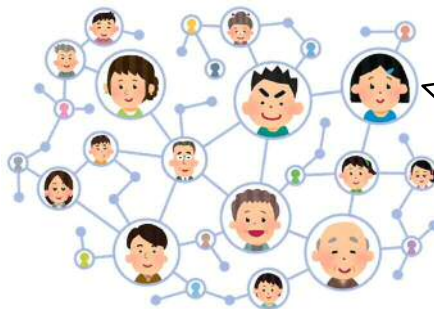
不登校、いじめ、虐待等、児童生徒の身におこる異変を早期に発見し、早期に適切な対応が行われることが重要です。伯耆町では、早期発見・早期対応のための取組をしています。

伯耆町の取組

①不登校対策 『欠席・不登校傾向等状況報告書』（月例報告）

不登校の早期発見や欠席状況の把握のために各学校が作成し、毎月教育委員会に報告します。これにより、学校と教育委員会（SSW、教育支援センター「えがお」職員）が同じ情報を共有し、多角的な視点で児童生徒の状況を把握し、早期発見や早期対応に努めています。

「えがお定例会」
(指導主事、えがお職員、SSW 参加)でも活用しています。



各学校で、担当者がまとめて、校内でも共有しています。

②虐待対応 『伯耆町児童虐待防止の手引き 保育所・小学校・中学校編』 (平成 28 年 4 月)

学校と関係機関との速やかな連携、要保護児童対策地域協議会の理解促進による「児童虐待（疑い）」の早期発見・早期対応、予防を目的として作成されました。

児童生徒に虐待が疑われるとき、学校及び教職員には、児童虐待の防止等に関する法律の規定により、速やかに市町村・児童相談所・都道府県の福祉事務所のいずれかへ通告することが義務づけられています。

くわえて、平成 28 年 12 月に『要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について』（厚生労働省）が通知され、「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこと」が示されています。

伯耆町
児童虐待防止の手引き

【保育所・小学校・中学校編】

平成 28 年 4 月

③いじめ防止 『伯耆町いじめ防止基本方針』(平成 29 年 10 月改定)

いじめ防止に関する基本的な方針を定めるとともに、方針に基づきいじめ防止のために必要な施策を総合的に推進します。

また、いじめの予防や早期発見のために、学校・家庭・地域・関係機関等との連携強化と支援の充実、相談体制の整備、啓発活動の充実やいじめの実態把握に努め、いじめが発見されたときは、法律等に沿った適切かつ迅速な対応が求められます。



④早期支援 『個別の教育支援計画作成マニュアル 改訂版』(2019 年 4 月 1 日)

「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、自立と社会参加を目指し一貫した支援を行うために学校(伯耆町は保育所、幼稚園も含む)が中心となって作成します。

伯耆町では、2013 年に「個別の支援計画策定マニュアル」作成、2019 年に「個別の教育支援計画作成マニュアル」改訂により、幼児児童生徒へ適切な支援を実施、引継ぎができるようにしています。



⑤小中連携 『岸本中校区児童生徒を語る会』『溝口中校区児童生徒を語る会』

伯耆町の児童生徒を「9年間(義務教育)でみていく」ことを目的に、各中学校の教育相談担当がコーディネーターとなり、表記の会を中学校区毎で定期的実施しています。

それぞれの校区により成り立ちは異なりますが、どちらの校区においても、児童生徒一人一人の生活歴、家庭背景、きょうだい関係等に目を向け、つながりをもった日々の教育活動の実現を目指して、情報共有や検討が行われています。



【参考・引用文献】

- 『SSW 活用ガイドブック ver.2』
「自立の力を育む児童生徒支援のために～教育と福祉の連携～」
(平成 24 年 3 月 鳥取県伯耆町教育委員会)
- 『教育相談体制充実のための手引き』
(平成 30 年 7 月 鳥取県教育委員会)
- 『児童生徒の教育相談の充実について
～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～』(報告)
(平成 29 年 1 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)
- 『チーム学校としての学校の在り方と今後の改善方策について』(答申)
(平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会)
- 『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』
(平成 20 年 12 月 文部科学省)

SSW 活用ガイドブック ver.3

『自立の力を育む児童生徒支援のために～教育と福祉の協働～』ダイジェスト版
編集委員会

《編集委員》

- 福島 史子 (伯耆町教育委員会 スクールソーシャルワーカー)
- 金田 浩子 (伯耆町教育委員会 スクールソーシャルワーカー)
- 堀江 愛 (伯耆町教育委員会 スクールソーシャルワーカー)
- 野口 裕子 (伯耆町教育委員会 早期支援コーディネーター)
- 幅田 典代 (伯耆町教育委員会 参事)

—編集・発行—

伯耆町教育委員会

鳥取県西伯郡伯耆町溝口647番地

TEL:0859-62-0927

FAX:0859-62-7172

